

## ILO駐日事務所メールマガジン・トピック解説

(2012年5月31日付第120号)

### ◆ ◇ ILO事務局長 ◇ ◆ ◆ ◇ (ILO Director-General) ◇ ◆

国際労働機関(ILO)は、以下の三つの組織で構成されています。

- 1.すべての加盟国の政労使代表が出席して、国際労働基準やILOの幅広い政策事項について話し合い、決定を下す国際労働総会(通称「ILO総会」)
- 2.年3回ジュネーブで会合を持つILOの執行機関であり、政策事項に関して決定を下し、事業計画・予算の原案を作成して総会に提出して採択を求めるなどの任務を遂行し、事務局を監督する理事会
- 3.ジュネーブに本部を置き、総会・理事会の決定事項を実行に移すILOの実働部門、調査研究機関、出版センターとして事務一般を担う国際労働事務局

現在5年ごとに理事による選挙で選出される事務局長は、国際労働事務局のトップとして、その職員を任命し、運営に責任を持ちます。

#### ILO事務局長の任務

ILOの職員は技術協力の専門家も含めると3万000人近くに達し、その国籍は150カ国以上に及んでいます。職員はILOだけに仕え、どこかの政府やILO外の当局から業務上の指示を受けてはならないことになっています。すべての職員は事務局長が、理事会の承認する規則に基づいて任命します。事務局の業務はすべて事務局長の名の下で実行され、事務局長はこの多国籍国際公務員チームによって遂行される事務局の複雑な業務を監督します。

事務局長の任務は憲章に規定されており、「理事会の指示の下で、国際労働事務局の能率的な運営及び他の委託されることのある任務について責任を負う」ことになっています。具体的には、◇加盟・脱退の通知を受けること、◇事務局職員の任命、◇労働問題を取り扱う加盟国の官庁との直接連絡、◇ILOの資金の支出といった一般的な任務に加え、◇総会の書記局長として行動すること、◇総会議事日程及び議題に関する報告の加盟国への送付、◇総会議題の存置に対する異議を受理し、これを加盟国に通報すること、◇条約・勧告の認証と加盟国に対する認証謄本の送付、◇加盟国から条約・勧告の権限ある機関への提出に関わる措置や条約批准についての通知、法律・慣行の現況に関する報告、当事国となった条約規定を実施するために執った措置についての年次報告などを受け取り、これらの情報を総会に提出すること、◇批准条約の国連事務総長への通知、◇採択されなかった条約に関する加盟国による協定の送付を受けること、◇条約の遵守に関する苦情を審議する審査委員会の報告書を理事会及び関係国政府に送付し、報告書の公表を手配し、審査委員会の勧告受諾などに関する当該政府からの通知を受けること、◇非本土地域に対する批准条約の適用に関する宣言の通知を受けること、といった総会及び基準関連業務、◇事務局長またはその代理による理事会のすべての会合への出席といった理事会関連業務があります。ILOの設立当初、事務局長は「Director」と呼称されていましたが、1946年の憲章改正で「Director-General」に変更されました。

事務局長はその任務について理事会の指示を受けますが、理事会規則集の下、事務局長には、◇総会に提出される予算原案の理事会への提出、◇理事会書記局の設置、◇理事会役員または理事会に諮った上で理事会非公開会議の議事録を10年の期間経過後に適当な場合、要請に応じて利用させること、◇理事会役員に諮った上で討議前の理事会文書の非公表決定を下すこと、そのような文書を報道解禁日を定めて報道機関に配布すること、◇国連その他の専門機関に直接関連する事項に関わる新規活動提案についての当該機関との事前協議とその理事会への報告、理事会における審議過程で国連その他の専門機関に直接関係する事項に関わる新規活動提案が出された場合に提案の影響について会議の注意を喚起すること、◇条約の適用に関する申し立て・苦情の受理をはじめとした基準関連手続き業務、◇理事等の出張費支払いに関する規則の

適用・解釈、◇ILOとの協議関係の樹立を希望する国際非政府組織からの申請受理、◇協議関係を樹立するに至らない国際非政府組織の特別リストの作成、◇総会・地域会議などに完全な政労使代表団を送っていない国の理由等調査、◇専門家会議や諮問部会の構成員を理事会に指名することなどの任務が付与されています。

## II.選出手続き

職員規則に定められている事務局長の任期は現在5年で、5年を超えない1回限りの再任が認められています。これは2009年3月の第304回理事会で採択された新しい改正事項です。任期制はアルベール・トーマ初代事務局長が死去した際に検討が開始され、一回限り3年の再任を認める10年の任期が導入されました。1957年に再任可能回数の制限を撤去すると共に再任時の任期を最大5年に限定する職員規則の改正が行われました。その後、1988年に最初の任期も5年に引き下げる改正が導入されました。これは第6代のジェンクス事務局長や第7代のブランシャール事務局長の最初の任期がいずれも5年であったため、実態に合わせるために行われた改正です。

理事会規則集の下、立候補の届け出はILO加盟国または理事を通じて行うことができます。今回の選挙はフランス、コロンビア、オランダ、マレーシア、ニジェール、セネガル、スウェーデン、ベナンの各国及び労働側理事から提出された計9名の候補者間で争われました。今回当選したガイ・ライダー次期事務局長の立候補は労働側理事2名の名で提出されました。

2009年に国連合同査察班で採択された国連諸機関の事務局トップ選定プロセスに関する報告書が選出過程の公正性、透明性、中立性の確保を目指した見解を複数示していることから、今回の選挙に際して2011年11月の第312回理事会で事務局長の任命を司る規則の改正が行われ、候補者による約束や贈り物などといった非倫理的な慣行の提供禁止、事務局長に任命された者は自らの客観性や独立性に影響があると見る収入や贈答品などを手放すことなどといった規定が盛り込まれました。候補資格や立候補に伴う手続きもより詳細になり、届け出の締め切り日も従来は選挙の最低1カ月前であったのが2カ月前に延長されると共に、新たに選挙前に理事会で候補者のヒアリングが非公開で行われることになりました。

候補者は立候補の届け出に添えて、自らの略歴、公認の医療機関による健康証明書、ILOの公式言語である英仏西3カ国語の語学カレベルに関する情報に加え、ILOについての自らのビジョンと事務局長に任命された場合に追求する戦略的な方向性を説明する声明文を公式言語3カ国語で提出するよう求められています。声明には、ILOの価値及び活動並びにその政労使三者体制を尊重するとの確約、経済・社会・労働問題、国際事情、リーダーシップ、組織運営における経験、文化・社会・政治の多様性の理解なども盛り込む必要があります。候補者のリストとその声明・履歴書は理事に配布されます。理事を出していない加盟国にも参考のため送付されます。

今回は5月28日の選挙に先立ち、3月9日に立候補の届け出が締め切られ、3月30-31日に理事会で非公開の候補者ヒアリングが行われました。選挙は投票資格のある正理事(政府側28人、労使各側14人)計56人によって行われ、過半数票を獲得した候補者が当選します。過半数が達成されるまで投票は何回も繰り返され、その都度、最低得票者がリストから落とされます。今回は6回目の投票で30票を獲得したガイ・ライダー総局長が当選しました。なお、決選投票でも同数票で、再度の投票でも一方が過半数票を獲得できなかった場合、または最後に残った1人が過半数票を獲得できなかった場合には、選挙は延期になり、新たに立候補の届け出を受け付けることとなります。

## III.歴代のILO事務局長

1919年に選出されたアルベール・トーマ初代事務局長からファン・ソマビア現事務局長までこれまで以下の9人が事務局長を務めています。

### 3.1.第1代:アルベール・トーマ(フランス・1919-32年)

ジャーナリストでもあり、故郷のシャンピニ＝シュル＝マルヌ市の市議員・市長、セーヌ県選出下院議員、武器・軍需國務次官を経て軍需大臣を務め、第1回ILO総会が1919年11月にワシントンで開かれていたちょうどその時にタルヌ県の代議士に選出されたばかりであったアルベール・トーマ氏は、同年11月に開かれた第1回理事会で初代事務局長に選出されました。選出されたその時から、トーマ事務局長はすべてを捧げてILOの活動に打ち込みました。

トーマ事務局長は設立の最初からILOをフル稼働させ、数年も経たないうちに、ロンドンの個人宅に置かれた少人数の職員からなる事務局をジュネーブに独立した建物を有する職員数400人の国際的な組織に育て上げました。最初の2年間で16本の条約と18本の勧告が採択され、1920年以降は官報(Official bulletin)や今も続く『International labour review(国際労働評論)』誌などといった刊行物を次々と打ち出す野心的な出版計画に乗り出しました。トーマ事務局長は多国籍の事務局員チームの採用に特にこだわり、そのリーダーシップは無尽蔵の熱意と爆発的なエネルギーを備えた機関というILOのイメージの確立に寄与しました。

しかし、この熱意は間もなく膨らみゆく抵抗にぶつかり、戦争直後の楽観主義はやがて、疑惑と悲観論に道を譲ることになり、一部の加盟国によるILOの権限と活動の制約に向けた試みが開始されました。第1に、総会による条約・勧告の量産は行き過ぎであり、ペースも早過ぎ、政府や議会がついていけないと考えられるようになりました。批准数がかかりさせられる程度であることに鑑み、事務局長は条約・勧告の過剰生産を中止すべきとの結論に至りました。第2に、事務局の出版事業が批判にさらされ、調査研究の客観性と中立性に対する疑念の声が上がるようになりました。同時に、ILOの機能を制限しようとの試みも見られました。1921年にフランス政府は、ILOには農業問題を扱う権限がないとの立場を取り、常設国際司法裁判所に勧告的意見が求められるに至りました。裁判所は憲章の制限的な解釈を否定し、ILOの権限は実際、農業部門で雇われている人々の労働条件の国際的な規制にも及ぶと認定しました。1922、26年にも裁判所を用いてILOの活動範囲を制限しようとの試みが見られましたが、いずれも失敗しました。

もう一つの深刻な困難は財政問題でした。ILOは憲章上、同時に設立された国際連盟に財政的には従属していましたが、一般的なあらゆる政策事項について憲章はILOの絶対的な独立性を規定していました。1923年に理事会で政府グループがILOの予算を140万ドル近くまで引き下げる工作を行い、その後、これがILOの標準的な予算水準となりました。

予算の制約は活動の抑制と事業計画の統合を要請することになりましたが、これは翻って、肯定的な波及効果を生み出しました。1922-31年の間に、総会は毎年開かれたものの、採択された条約は15本、勧告は21本に過ぎず、基準設定活動の制限は各国政府が適切な注意を払って条約の規定を国内法規に適用することを可能にしました。条約の批准数は増え、ILOの基準は生活・労働条件の改善に効果的な影響を及ぼし始めました。1926年に導入された重要なイノベーションとして、総会は、今日まで続く基準適用監視の仕組みとして、政府報告を検討し、独自の報告を毎年総会に提出する、独立した法律家で構成される専門家委員会を設立しました。

ILOの基本的な事業計画の成長は抑えられましたが、活動の停滞を意味することにはならず、事務局長は職員にあらゆる機会を活用してILOの目的を促進するよう鼓舞し続けました。存在の重要性を強く信奉する方針のトーマ事務局長は、多くの時間を費やして世界各地に足を運び、ILOの目的と機能に対する支援を求めました。すべての欧州諸国に加え、北・南米諸国、中国、そして1928年には日本も訪れ、各国に多大な影響を与えました。1932年、13年間にわたってILOの存在を強く世界に印象づけた後、トーマ事務局長は54歳で急死しました。

### 3.2.第2代：ハロルド・バトラー(英国・1932-38年)

パリ平和会議における国際労働立法委員会の設置に至った憲章前文第一次草案の起草に携わるなど、ILOの創設に至った準備作業に積極的に参加したハロルド・バトラー氏は、第1回ILO総会で書記局長を務めました。後にILO事務局次長となり、トーマ事務局長の片腕として、その逝去に伴って1932年に事務局長に任命されました。

バトラー氏は第1回総会で書記局長としてのリーダーシップを発揮し、憲章に含まれる原則を初めて実践に移すと共に初めて経験する無数の手続き上の技術的な問題を解決に導きました。1920年1月にパリで開かれた第2回理事会で事務局長に任命されたトーマ事務局長が最初に行ったのはバトラー氏を次長に任命することでした。バトラー次長は内部組織、管理、財務を担当し、人事・採用問題に特に関心を示し、真に国際的な職員を育成する重要性を常に強調しました。バトラー次長は国際性あふれる職員から忠実な協力姿勢と高い業務遂行水準を得ることは可能であるとの確信の下、言語や仕組み、業務遂行方法、果てには考え方の違いによる膨大な困難にもかかわらず、新たに採用された職員ができるだけ速やかに、統一かつ均質的で忠実な国際公務員に変身することを確保するのに努力を惜しみませんでした。

急死したトーマ事務局長の後を継いで1932年にバトラー事務局長が誕生した時、前途が困難なことは明白でした。経済面では、世界には大恐慌の暗雲がたれ込め、各国政府は自国の国際収支を守るために貿易と外国為替に制限をかけていました。失業者数は着実に膨らんでいき、財政、経済、社会の安全保障は徐々に損なわれていきました。政治的な展開もよくなく、軍縮会議は合意に達することができず、満州における出来事は国際連盟の権限を踏みにも何の罰も受けないことを示していました。多くの国で激しい政治不安が今にも内戦化しそうな様相を呈していました。バトラー事務局長は新たな世界大戦の勃発に備えてILOの組織補強に向けた措置を講じました。事務局長の考える最大唯一の補強策であった米国のILO加盟は1934年に実現しました。

バトラー事務局長はまた、ILOの活動が欧州以外の国々にとって身近なものとなり、これらの国がILOの活動により効果的に参加できるよう力を尽くしました。1934年の総会でようやく、政府側理事16カ国中7カ国が欧州外諸国となり、これに対応して労使理事にも欧州外諸国出身者が増加しました。事務局長はまた、欧州外諸国の状況とニーズの理解を向上し、支援を提供するために、欧州外諸国と事務局との直接的な関係の強化に向けた措置を講じました。中南米、アジア、中東に職員が派遣され、事務局内には海外課が新設されて欧州外諸国の特別の問題にもっと注目を払う体制が整いました。1936年1月には初の地域総会がチリの首都サンティアゴで開かれました。

バトラー事務局長はその在任中、個別国の労働・産業問題の点検に尽力し、1937年にはワシントンで初の繊維産業三者構成技術会議が開催されました。その後、炭鉱、化学、その他の産業についても労働時間に関する政労使三者構成の技術会議が開かれ、戦後設置された産業別労働委員会のモデルになりました。

バトラー事務局長は1938年にオックスフォード大学に新設されたナッフィールド学寮の寮長となるためにILOを辞任し、その後、イングランドの戦時地方行政官、情報業務を担当する駐ワシントン英国公使、欧州経済協力連盟会長などを歴任しましたが、その間、ILOに対する関心をなくすことはありませんでした。亡くなる1年前の1950年には結社の自由に関する実情調査調停委員会の委員に任命され、ILOとの公式の関係が復活しました。

### 3.3.第3代: ジョン・ワイナント(米国・1939-41年)

ジョン・ワイナント氏の社会問題に対する関心はプリンストン大学の学生時代から育まれました。第一次世界大戦前の米国では、産業民主主義を求める戦いは主として政治の場で戦われていたため、ワイナント氏はニューハンプシャー州で政界に入り、州下院議員に選出されましたが、すぐに空軍に入って海外に赴任しました。戦後、ニューハンプシャー州に戻り、州上院・下院議員を経て、1924年には州知事に選出されました。ワイナント知事は、進歩的な社会立法体系を州内に構築し、その後、大恐慌の開始に伴う全国的な性格の社会問題の激化を受け、関心対象を国家の問題にまで広げるようになりました。米国がILOに加盟した1934年、氏は多数の労働者の生活を窮状に陥っていた悲惨なストライキに対する公正な解決策を見出すために米国大統領が設置した全国繊維調査委員会の委員長に任命されました。

ワイナント氏は1935年4月にILOの事務局長補になったものの、同年10月に新設された社会保障委員会の委員長に就任するようルーズベルト大統領に呼び戻されました。1936年に事務局長補に戻ると世界規模の社会保

障事業計画の開発に特別の関心をもって取り組みました。1939年にバトラー事務局長の後を継いだワイント事務局長は後年、平和は世界の人々にとっての最優先事項であり、社会正義に根ざさない限り、平和はもちこたえないとの考えをもって事務局長職を引き受けたと述懐しています。

1940年にナチスの軍隊がヨーロッパを席卷し、イタリアも戦争に踏み切ったため、ILOは実効的にその主要な民主主義の支援源から孤立することになってしまいました。事務局の中心拠点をジュネーブから移転させる必要が生じ、ワイント事務局長はカナダのモントリオールに新たな活動拠点を設けるよう手配しました。1941年に駐ロンドン米国大使の任命を受けてILOを辞任したワイント事務局長ですが、4年間にわたる大使時代もILOへの関心を失うことなく、戦時中もILOの活動に密接にかかわり、様々な手段を通じて基準と社会政策の適用拡大を図りました。ルーズベルト大統領の死後、国連経済社会理事会の米国代表に任命され、1946年に職を辞してからは大使館時代の経験をもとにした書籍の執筆に務め、1947年11月に大使時代の経験を綴った2冊目の本を上梓した後に亡くなりました。

### 3.4.第4代:エドワード・フィーラン(アイルランド・1941-48年)

リバプール大学を出たフィーラン氏は英国の公務員となり、1916年に新たに設置された労働省の情報部に配属され、1919年のパリ平和会議に提出されたILOの創設に関する英国の提案を主導的な立場でまとめ上げました。パリ平和会議では英国代表団の労働部門書記に任命され、ワシントンで開かれた第1回ILO総会組織委員会の書記補佐を務め、総会では筆頭書記に任命されました。憲章起草に参加したフィーラン氏はILOについて深い知識がありました。

アルバール・トーマ初代事務局長が就任後最初に行ったことの一つがフィーラン氏に事務局職員のポストを提示することで、フィーラン氏はILOの職員第1号になりました。外交部の初代部長として、トーマ事務局長やバトラー事務局長不在時には事務局の指揮を執り、1933年に事務局長補、1938年に事務局次長に昇進し、1941年にジョン・ワイント事務局長が辞任すると事務局長代行を務め、1946年に、1941年に遡って効果を持つ形で事務局長に任命されました。

戦時状況下で通常のILO総会の開催は不可能であったものの、加盟国が早期に会合を持つ必要性を認識したフィーラン事務局長は必要な協議過程を経て、1941年10月にニューヨークでの特別総会開催にこぎ着けました。総会はルーズベルト大統領の招待を受けてホワイトハウスで非公開会合も開きました。総会ではILOを戦後の平和な世界の再建の取り組みに関連づけることの重要性が強調されました。

戦時中のILOは細々とした予算と少人数の職員であらゆる業務を賄いました。総会が開催されなかったために、基準設定活動は中止せざるを得ませんでしたが、中南米その他の諸国に社会保険に関する技術諮問団が派遣されました。『International labour review』誌その他の様々な特別の刊行物を通じて情報提供活動は続けられました。国際連盟を継承する新たな国際機関に関する計画が既に着々と進められつつあったワシントンやロンドンとは密接な連絡を保ちました。

第二次世界大戦のただ中の1944年4月にフィラデルフィアで開かれた総会には41カ国から政労使代表団が参加し、社会保障と雇用の分野において新たに発生しつつあった問題と従属領土の社会政策を扱うことを目指す7本の勧告について合意に達しました。より重要なこととして、この総会は次の二つの基本原則を定めるフィラデルフィア宣言を採択しました。1)すべての男女が自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、自らの物質的福祉及び精神的発展を追求できる状態の実現を、国家及び国際的政策の中心目的とすべきこと、2)国家及び国際のすべての取り組みは、この目的の促進を支援するか否かの見地から判断すべきこと。宣言には、ILOの元来の使命がより包括的かつ肯定的な言葉で盛り込まれました。ILOは世界の人々に対して、社会政策が支配的な関心事項とされ、人々の福祉が中心的な目標とされることを確保するために国際的な経済及び財政の政策・措置を吟味・検討する特別の責任を付託されました。労働者を危害から保護するという初期の概念は社会保障が基礎所得、包括的な医療、健康と福祉の効果的な促進を提供するという、より肯定的な理想に置き

換えられました。失業防止の目標は、完全雇用を育み、したがって生活水準の向上に寄与するとの観点から再言されました。労働条件の問題はもはや、特定の困難の除去に関連して検討されるのではなく、賃金や労働時間などを司るより幅広い文脈で取り上げられました。

1945年6月にサンフランシスコで国連憲章が採択され、新しい形態の戦後国際機関が姿を現しましたが、その仕組みの中にILOの位置は規定されていませんでした。国際連盟とその関連機関をきれいさっぱりなくそうとのプレッシャーの下、サンフランシスコでILOの代表は冷たく迎えられました。ドゴール將軍の招待を受けて、パリでILO総会が開かれ、戦後の時代の要求に対応する憲章改正作業が開始されました。国際連盟との関係にかかわる規定は削除され、国際連合との関係に関する同じような規定が追加されました。1946年の早いうちに、ILOは国連と交渉を始め、結果として国連と専門機関との間で締結された初の協定が達成されました。この協定は大枠において、その後の同種の協定のモデルとなっています。

フィーラン事務局長のリーダーシップによるもう一つの重要な業績は1948年の総会で結社の自由と団結権に関する第87号条約が採択されたことです。フィーラン事務局長は、1967年9月にジュネーブで亡くなりました。

### 3.5. 第5代: デイビッド・モース(米国・1948-70年)

ハーバード法科大学院を卒業したモース氏は1932年に法曹界に入り、合衆国法務長官特別補佐官、米国内務省の石油労働政策委員会主任顧問、ニューヨーク大都市圏全国労働関係委員会地域法務長官などを歴任しました。戦争が勃発すると軍に入り、大尉として北アフリカ、シチリア、イタリアに赴き、連合軍政府労働部長を務め、英米政府や軍に代わってシチリア及びイタリアで労働政策・労働計画を立案・実行しました。ドイツの労働政策・労働計画の策定にも携わりました。モース氏は除隊後、全国労働関係委員会の法律顧問に任命されました。1946年7月にトルーマン大統領によって労働次官に指名され、労働省の国際事業計画の立ち上げ活動に専念しました。総会代表団に2度加わり、理事会の米国政府理事も務めました。1948年の総会では米国代表団の長を務めました。1948年6月にサンフランシスコで開かれた第105回理事会で、全員一致で任期10年の事務局長に選出されました。1957年5月、1962年3月、1967年2月に再び全員一致で、各任期5年で再任され、1970年2月に辞任しました。モース事務局長は1990年12月にニューヨークで死去しました。

22年間と最も長い期間事務局長の席にあったデイビッド・モース氏は後年、「自分の任務は第二次世界大戦中に衰弱してしまった組織を再建することだった。それが生き残ったのは殊勲ものだが、まだ戦後世界にしっかりとした足場を見つけていなかった」と述懐しています。モース事務局長の時代、ILOは絶えず変化にさらされていました。この時代、ILOの加盟国数は52カ国から121カ国に増え、約600人だった職員数は5倍になりました。約400万ドルだった年間予算は6億000万ドルまで膨らみました。ILOの活動にも新たな側面が加わり、技術協力が活動の主要かつ不可欠な一部を構成するようになり、地域・現地事務所網が整備され、事業計画の分権化が進み、教育と訓練が新たに強調されるようになり、1960年にはジュネーブの本部に国際労働問題研究所、1965年にはイタリアのトリノに国際研修センター(通称「トリノセンター」)が設置されました。

1969年には世界雇用計画が発足しました。モース事務局長は失業と不完全就業を貧困の主な原因、開発の深刻な障害物と見ていたため、この計画に高い優先順位を付しました。途上国では失業者が膨大な割合を占め、国民総生産の増大などの尺度から見て経済開発が成功したと判断される時でさえ、増大する一途の労働力のために生産的な雇用を創出するという問題は解決されていませんでした。世界雇用計画は人材開発と雇用政策の分野における初の世界的な計画立案の試みを表しました。

この他に、保護に特化した計画も開始されました。例えば、結社の自由を中心に、人権保護に向けた特別の手続きが設けられました。結社の自由と団体交渉権、同一報酬、強制労働の撲滅、雇用上の差別、先住民・種族民などの分野を扱った主要な基準が採択されました。一方で、アパルトヘイトとの戦いに関する原則及び指針も採択されました。事業計画を元にした予算編成手法が導入され、事務局機構の大幅な再編成が行われ、新たな本部ビルの基礎が敷設されました。

冷戦と植民地独立プロセスは貧困を主たる懸念事項に抱える多数の新国家の誕生をもたらし、ILOの組織構造は圧迫されました。事業計画を新たなニーズに適応し、基準の普遍性が保たれるよう柔軟性が高められました。ILOの憲章構造を新たな需要に適応させるための対話が開始され、これは最終的に複数の憲章改正につながりました。モース事務局長の指揮の下、ILOはその本質的な業務を続け、より一層力を付けてよみがえりました。これが公式に認められたことによって、創立50周年の1969年にILOはノーベル平和賞を受賞しました。

### 3.6.第6代:ウィルフレッド・ジェンクス(英国・1970-73年)

ジェンクス氏は1931年に法務部の職員としてILOに入り、その後、法務顧問、事務局長補、事務局次長、筆頭事務局次長を歴任した後、1970年6月に事務局長に就任しました。ジェンクス氏は40年間にわたるその在職期間を通じて90カ国以上を訪問し、ILOのあらゆる主要な活動の開発に参加し、政労使三者構成とその伝統の強化に主導的な役割を演じました。

第二次世界大戦が始まった時、ジェンクス氏は事務局が戦時中も機能し続けるために手配を行う委員会の書記に任命され、したがって、ジョン・ワイナントとエドワード・フィーランという戦中及び戦後直後に事務局を率いた2人の事務局長と密接に協働しました。フィーラン事務局長の下では、後にILO憲章の一部となり、ILOの目的と目標を再言する1944年のフィラデルフィア宣言を起草しました。1945年には国連を創設したサンフランシスコ会議のILO代表団の一員に任命されました。

事務局長就任前からジェンクス氏は国際労働基準と人権に関するILOの活動の中心的な責任者を長い間務め、これらの基準の遵守を確保する多様な仕組みを工夫する上で中心的な役割を演じました。この仕組みは国際機関の中でも最も進んだものと広く認められています。ジェンクス氏はこれを「大胆な概念と細心の実行の合体」と説明しています。ジェンクス氏はまた、複数の主要な実働計画の立ち上げにおいても決定的に重要な役割を演じ、ILOの最初の技術協力専門家の1人として1938年にベネズエラに派遣されました。ジェンクス氏は、国連機関間の密接な協働関係の構築を助け、中南米・アジア・アフリカにおけるILOの活動を拡大し、自ら選択する団体を設け、そのような団体に加わる労使の権利を守るILOの手続きや産業別活動計画の開発を支援しました。

ジェンクス事務局長は東西紛争から生じる労働問題政治化の動きに直面しました。事務局長のILOに関する深い知識はこの業務の遂行に大いに役立ち、国際的な問題におけるILOの道徳的権限、政労使三者構成主義、法の統治、人権の堅固たる擁護者であり続けました。

ジェンクス事務局長は1973年10月にローマで客死しました。

### 3.7.第7代:フランシス・ブランシャール(フランス・1974-89年)

フランシス・ブランシャール氏は1947年に国際難民機関(IRO)に入って国際公務員の道を踏み出しました。IROが機能を停止すると、その二つの後継機関である国連難民高等弁務官事務所と欧州移住政府間委員会の設立に積極的にかかわりました。1951年に労働力部次長としてILOに入り、職業訓練と労働力に関するILOの初期の技術協力活動に関与することになりました。

1956年に事務局長補に任命され、経済問題、社会保障、労働力、職業訓練、経営開発その他幅広い事項にかかわる調査研究と技術協力関係の活動を担当することになりました。ブランシャール氏は国際研修センターの設立とその活動計画に密接にかかわりました。1964年の事務局再編後、ILOの技術協力活動全般を任せられ、国連開発計画(UNDP)と日々連絡を取り、UNDPが資金を拠出する事業計画の準備と実行に係わるILOの活動を監督することになりました。ブランシャール氏はまた、現地事務所の活動を組織・指導し、技術協力の責任は徐々に現地事務所に引き継がれるようになっていきました。

1968年に技術協力と現地活動を担当する事務局次長に任命され、途上国への支援提供とILOの活動の分権化計画立案というILOの中心的な新しい業務を監督することになりました。1973年11月に、ジェンクス事務局長の死後、アマル事務局次長が代行していた事務局長職に理事会によって選出されました。

ブランシャール事務局長はILOの技術協力計画の拡大を監督し、したがって、ILOのイメージをある程度変化させました。ILOはまた、この時期、深刻な財政困難を経験し、支出の削減が要請されました。この危機が米国のILOからの脱退(1977-80年)につながり、予算の4分の1が失われた時に、ブランシャール事務局長はILOに甚大な損害が生じるのを回避することに成功しました。ブランシャール事務局長はILOの普遍性を保つために懸命に戦いました。レーガン政権初期に米国はILOに復帰し、1983年には中国もILOの活動に再び正式に参加するようになったため、ILOの普遍性は現実のものとなり、アジアにおける責任が大きく増大しました。

ブランシャール事務局長時代、ILOは人権擁護の活動を決然と継続しました。ILOはポーランドが1957年に批准した結社の自由に関する第87号条約の尊重を基礎として、同国の労働組合「連帯」の正統性を全面的に支持することによってポーランドの独裁制からの解放に大きな役割を演じました。もう一つの記念すべき出来事は1987年に開かれた雇用と構造調整に関するハイレベル会議で、ILOの政労使理事と肩を並べて、世界銀行と国際通貨基金が初めて積極的に議論に参加しました。ブランシャール事務局長の個人的なイニシアチブとリーダーシップによってILO及び他の多くの関連国際機関が国際債務と構造調整の結果としての貧困と社会の逆行的変化を克服する政策の実行及び戦略の考案に積極的に関与するようになっていきました。

ブランシャール事務局長はILOの言葉をできるだけ幅広く広め、その活動をインフォーマル・セクターに広げるために努力しました。38年間のILO生活を終えて1989年に引退したブランシャール事務局長は、2009年12月にスイスのモルゲスで亡くなりました。

### 3.8.第8代: ミシェル・アンセンヌ(ベルギー・1989-99年)

ミシェル・アンセンヌ氏はリエージュ州立大学の研究職を経て政界に身を投じ、1974年にベルギーの国会議員となりました。その後、フランス文化大臣、雇用・労働大臣、公務大臣といったベルギー政府の大臣職を歴任しました。アンセンヌ氏は大臣を務めつつ、研究を続け、『雇用: 可能なシナリオ』と題する書籍を執筆したり、国内外の学術誌に複数の論文を投稿しました。理論と実践を結び付け、失業、雇用、訓練を特に考慮しつつ、労使関係を時代時代の社会と経済の現実に対応させることが重要と氏は考えていました。

アンセンヌ氏は1989年に冷戦後の時代の初のILO事務局長に選出されました。事務局長在任時代の10年間には特徴的な出来事と展開が複数あり、ILOが扱ってきた問題の抜本的な変化がもたらされました。ベルリンの壁の崩壊と共産主義体制の崩壊、開発モデルと第三世界諸国に対する援助に対する疑問、先進国における完全雇用に対する疑問の表明、グローバル化の開始はILOと事務局がそれまでの活動方法とそれを実行するために用いていた手段の見直しを強いました。1993年に再任されたアンセンヌ事務局長は自らの第一義的な責任はILOが75年間にわたって示してきたあらゆる道徳的権限、専門能力、事務効率を伴ったままでこの機関が21世紀に入って行くのを導くことであると示しました。

この時期のILOにおける最も重要な議論はグローバル化、貿易自由化、社会条項に関するもので、1998年のILO総会は「労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言」を採択しました。宣言は、すべてのILO加盟国は、この機関の加盟国であるという事実により、中核的ILO条約を批准していない場合においても、基本的な労働者の権利の基礎となっている原則を尊重し、促進し、実現する義務を負うと明言しています。アンセンヌ事務局長は機構の刷新を達成し、社会正義の求めるところにより、ILO宣言が全加盟国によって採用される必要があるという原則が国際的に受容されることに伴う困難をILOがぐり抜けていくよう懸命な舵取りに専念しました。事務局長はまた、経済発展及び社会開発に関連した主要な国際的な場で十分な役割を演じる手段をILOに与えることを試みました。アンセンヌ事務局長はまた、積極的パートナーシップ政策の下、ILOの活動及び資



源・資金をさらなる分権化路線に乗せ、1999年には『グローバル化から防御する安全柵：冷戦後のILO』と題する、急速に変化する時代を通じてILOの舵を取ってきた自らの努力とILOの歴史を記した書籍を発表しました。

### 3.9.第9代：フアン・ソマビア(チリ・1999-2012年)

弁護士を職業とするソマビア氏はチリの国連ニューヨーク本部における常駐代表、国連経済社会理事会議長、国連安全保障理事会のチリ代表、世界社会開発サミット準備委員会議長、国連経済社会理事会社会委員会議長などを歴任し、外交官及び学者として人々の生活のあらゆる分野についての幅広い経験を有し、社会開発、ビジネス、市民団体に関与することによって、世界中の男女にディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を確保する必要性というビジョンの形成に至りました。

1998年3月に選出され、1999年3月に5年間の任期で事務局長に就任し、2003年3月、2008年11月にそれぞれ5年の任期で再選されたフアン・ソマビア事務局長は、南半球出身の初のILO事務局長として、就任以来、急速に変貌する経済がILOに提示している課題に取り組んできました。1999年のILO総会にディーセント・ワークを全ての人へというディーセント・ワーク課題を提案し、後に理事会及び総会の承認を得ました。ILOは「ディーセント・ワーク」を、その歴史的な使命の現代的な表現として受け入れました。

ソマビア事務局長の主導により、ILOは2002年にグローバル化の社会的側面に関する世界委員会を設けました。国家元首、労使代表、政策策定者、学者、社会活動家などで構成される委員会はグローバル化が社会に与える影響を体系的に検討した初めての公式機関となりました。委員会は全ての人に機会を形成する公正なグローバル化を達成する手段としてのディーセント・ワークに対する呼びかけなどを含む勧告をまとめました。

2008年の総会で採択された「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」は21世紀においてグローバル化の課題に対処するILOの使命を、ディーセント・ワーク課題を通してとらえ直しています。

2009年の総会会期中に開かれた世界雇用サミットの中で、ILOは経済回復を刺激し、雇用を創出し、働く人々とその家族に保護を提供することを目指した国内及び国際的政策を導くことを目指してグローバル・ジョブズ・パクト(仕事に関する世界協定)を採択しました。この文書はその後、主要20カ国・地域のG20ピッツバーグ・サミットでも歓迎され、事務局長は雇用と社会的保護に関する政策及び展望に関する報告書を提出するよう求められました。事務局長のリーダーシップの下、ILOはその後のG20サミットにも招待され、参加しています。

ソマビア事務局長は2011年9月に2012年9月末での引退を表明しました。

### 3.1第10代ILO事務局長：ガイ・ライダー(英国・2012年-)

5月28日に行われた選挙の決選投票で56票中30票を獲得して選出されたガイ・ライダー総局長(基準及び労働における基本的原則・権利担当)は、イギリス労働組合会議(TUC)国際局を皮切りに仕事の世界に係わる約30年の経験がありますが、そのほとんどが国際的な場におけるものです。1956年に英国リバプール市で生まれ、ケンブリッジ大学とリバプール大学で教育を受けました。1985年に国際商業事務専門職技術労働組合連盟(FIET、現UNI)工業部会書記としてジュネーブに赴任し、1988年国際自由労連(ICFTU)ジュネーブ事務所副所長、1993年同所長を経て、1998年に労働者活動局長としてILO事務局に入局しました。1999年からはフアン・ソマビア事務局長の下で官房長を務めました。2002年2月にICFTU書記長に選出されてブリュッセルに赴任し、2006年11月にICFTUが国際労連(WCL)などと共に国際労働組合総連合(ITUC)を結成すると、その初代書記長に選出されました。2010年9月から国際労働基準及び労働における基本的原則・権利を担当する総局長として事務局次長ランクでILOに復帰し、現在に至っています。ILO総局長としては、主としてILO条約・勧告の適用監視業務を監督し、ハイレベル訪問団の長としてパーレーン、コロンビア、フィジー、グルジア、ギリシャ、ミャンマー、スワジランドなど各国を訪れ、幅広い基準関連問題を手がけています。ILO理事会の改革業務も担当し、2011年11月に改

革を無事完了させています。

立候補届け出の際に提出した所信表明文書の中でライダー次期事務局長は、仕事の世界の幅広い変化の中で創立100周年に向けてILOを率いていく第10代事務局長の課題は、奥深く急速な変化を背景に社会正義の促進という確立された任務を提供する力をILOに備えさせることとして、1)ILOの基礎となる価値、三者構成主義の実践と促進に導かれること、2)その付託された任務の中で卓越した専門性を求めて努力すること、3)最大限の効率性をもって働き、最善のサービス及び得られる資金に対する最善の見返りを提供するという義務をしっかりと意識すること、4)加盟国政労使と常に接触を保つこと、をILOがその将来において成功するための条件に挙げています。そして、国際労働基準を使命の中核に据え、以上の要素とディーセント・ワーク課題に対する確立された国際的な支援を基礎とした事業計画のもとにILO加盟国政労使を集結させることを新事務局長の責任としています。

当選後の挨拶でライダー次期事務局長は、「この世界危機のただ中で、ILOのことを一度も聞いたことのない人も含め、数百万の人々の暮らしを良い方向に変えて違いをもたらすという多大な機会を与えられたことに実に興奮している」と喜びを表明しました。そして、理事会の信頼に感謝を示し、「ここで今日起こったことの意義は私たちが何をするかによって判断されるが、それは人々と仕事の世界を 私たちの行うあらゆる物事の中心に据えること」であると語っています。

選出後の理事会に向けた挨拶でライダー次期事務局長は、自らに寄せられた信頼に感謝を表しつつ、ILOの国際的な存在感を驚異的に高めるに至ったソマビア現事務局長の功績を讃え、社会正義という大義の下、共通の価値によって皆が結ばれている事実注意到喚起し、業務の効率性や政労使三者構成主義の重要性にも言及した上で、ILOをこの急速に変化する時代の課題に対応する中心的な存在にするという目標に向けての連帯を呼びかけました。

ライダー次期事務局長は2012年10月に5年の任期で就任します。